

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団 基本理念、倫理綱領及び職員行動規範

(2006. 4. 1 策定)

1. 基本理念

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団は、社会福祉法人久慈市社会福祉事業団定款の目的に定める精神に則り、次のとおりサービス提供の基本理念を定めます。

- ① 利用者の尊厳及び人権を尊重し、その人らしい人生を大切にする。
- ② 利用者の願いや要求に真摯に向き合い、理解し、共感する。
- ③ 利用者本位の自立・自己実現・自己決定の過程を支援する。

2. 倫理綱領

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団は、サービスを提供するに当たっての基本的な心構えとして次のとおり倫理綱領を定め、私たちの規範とします。

(1) 個人の尊厳

私たちは、利用者一人ひとりがかげがえのない存在として認め、その人らしい人生を大切にします。

(2) 人権の擁護

私たちは、利用者一人ひとりの人間としての基本的な権利を守り、いかなる差別、虐待、人権侵害も許さないことを誓います。

(3) 個性、主体性の尊重

私たちは、利用者一人ひとりの個性や主体性を尊重し、利用者本位の自己決定を基本とした支援を心がけます。

(4) 社会参加の促進

私たちは、利用者一人ひとりが社会の一員としての市民生活を送れるよう支援します。

(5) 生活環境の整備

私たちは、利用者一人ひとりが生活者として快適な日々を過ごせるよう、施設及び周辺環境整備に努めます。

(6) 豊かな地域生活へ

私たちは、地域で生活する高齢者が豊かな市民生活を送れるよう、一人ひとりのニーズに添った支援を心がけます。

(7) 職員として

私たちは、福祉施設職員としての専門的役割と使命を自覚し、利用者一人ひとりに適切な支援が提供できるよう、常に自らへの問いかけを怠らず、研鑽と人間的成長に努めます。

3 職員行動規範

社会福祉法人久慈市社会福祉事業団は、次のとおり職員行動規範を定め、利用者の人権擁護に努めます。

1. 日常での職員の基本的態度

- ・ 利用者の呼称は「～さん」を基本とし、呼び捨てやあだ名で呼んだり、子供扱いしたりしない。
但し、本人が呼んでほしいと思っている呼称は可とする。
- ・ 職員を「先生」と呼ばせない。また、職員同士も「～さん」と呼び合うことを基本とする。
- ・ 利用者に対して命令的な口調、乱暴な言葉、大声で叱責したりするなどの威圧的な態度をとらない。
- ・ 利用者の訴えに対して無視や拒否的な態度をとらない。
- ・ 利用者に対して理解が困難な表現を使用しない。
- ・ 利用者を長時間待たせたり、放置したりしない。
- ・ 利用者に対して、職員の個人的好みや考え方を押しつけない。
- ・ その他利用者の人格を傷つけ、否定するような態度、言動をとらない。
- ・ 職員に非がある場合は率直に謝罪する。

2. 利用者の基本的権利に関すること

- ・ 利用者の意思を尊重した支援を行う。
- ・ 選挙権行使に関して、投票の意思ある利用者に対しては必要な支援を行う。
- ・ 手紙や電話等の取り次ぎは速やかにし、制限したりしない。
- ・ 新聞、雑誌、テレビ等の個人購入・使用を制限しない。
- ・ 自由な帰省、面会、外出を一方向的に制限しない。

3. 利用者のプライバシー保護に関すること

- ・ 利用者及び家族等に関する、職務上知り得た個人情報等を他に漏らさない。
- ・ 利用者の入浴、衣服の着脱、排泄等は、プライバシーに配慮した介助を原則とする。
- ・ 利用者の衣服着脱やトイレ使用の際は他者の目に触れないようにする。
- ・ 本人の承諾なしに所持品等の確認をしない。
- ・ 見学がある場合は、原則として事前に利用者の了解を得る。
- ・ 利用者本人の前で第三者に生活・活動状況の説明などを行わない。
- ・ 利用者又は家族等の了解を得ることなしに、本人の写真、名前等を掲載、展示したりしない。

4. 利用者への体罰（拘束、暴言、暴力、無視、放置等）に関すること

- ・ 殴る、蹴る、つねる、その他怪我をさせるような暴力行為を行わない。

- ・ 身体拘束などの肉体的苦痛を与える行為を行わない。
- ・ 食事を抜く、排泄を制限するなどの人間の基本的欲求に関わる罰を与えたりしない。
- ・ 強制的に髪を切る、言葉の暴力等精神的苦痛を与える行為を行わない。
- ・ 他の職員等の体罰行為を見て見ぬふりをしない。

5. 利用者への強要、強制に関すること

- ・ 本人の生命や健康を守るためにやむを得ない場合を除いて、利用者の嫌がることを強要しない。
- ・ 利用者に嫌悪感を抱かせるような療法や訓練を強制しない。
- ・ 集団、個別活動等の場面で、本人が嫌がることを無理強いしない。
- ・ 本来職員がすべきことを、作業・訓練と称して利用者に強制しない。
- ・ 作業等諸活動に対してノルマを課すようなことをしない。
- ・ 利用者等に家族の事情をかえりみずに帰省を強要しない。

